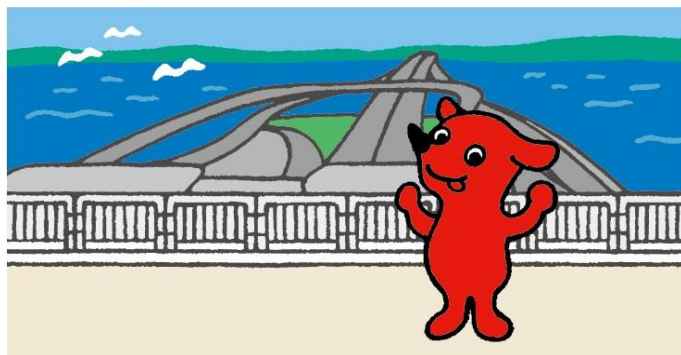


ちば

千葉県建設工事適正化指導要綱



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

ルールに従い適正な施工に努めましょう。

令和 7 年 4 月

千葉県県土整備部 建設・不動産業課

千葉県建設工事適正化指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立、建設工事に係る紛争相談等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設業者

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。

(2) 特定建設業者

法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。

(3) 指定建設業

法第15条第2号に規定する指定建設業をいう。

(4) 発注者

建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。

(5) 元請業者

下請契約におけるすべての注文者をいう。

(6) 下請業者

下請契約におけるすべての請負人をいう。

(6) 営業所技術者

法第7条第2号に規定する営業所技術者をいう。

(7) 特定営業所技術者

法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。

(9) 主任技術者

法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。

(10) 監理技術者

法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。

(11) 監理技術者補佐

法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。

(12) 連絡員

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第17条の2第1項第3号及びに第17条の5第1項第3号に規定する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。）をいう。

(13) 専門技術者

法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

(14) 特定専門工事

法第26条の3第2項に規定する特定専門工事をいう。

(15) 県発注工事

千葉県が発注する工事（教育委員会に係る工事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7に規定する協議により、県土整備部長が補助執行する工事を除く。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける企業に係る工事（千葉県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年千葉県条例第19号）第2条第1項に規定する流域下水道事業に係る工事を除く。）を除く。）をいう。

(16) 公共工事

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第2条第2項に規定する公共工事をいう。

(17) 指導監督機関の長

県発注工事の指導、監督等に関する事務を所掌する課長（千葉県組織規程（昭

和32年千葉県規則第68号) 第8条に規定する本庁の課(室)の長及び千葉県警察の組織に関する規則(平成6年10月28日公安委員会規則第15号第3条)に規定する会計課の長をいう。)又は出先機関の長(千葉県組織規程第3章に規定する出先機関の長をいう。)をいう。

(書面による請負契約の締結)

第3条 発注者と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも別表第1に掲げる法第19条各号に規定された事項が記載された書面により締結しなければならない。

2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告)又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請負の禁止等)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前二項の規定は、公共工事及び共同住宅を新築する工事を除き、元請業者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には適用しない。この場合においても一括して他人に請け負わせることは極力避けるものとする。

4 建設業者は、不必要な重層下請を行わないこと。

(下請契約の締結の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

(1) 下請代金の額が1件で5,000万円以上(建築一式工事にあつては8,000万円以上)である下請契約

(2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結すること

により、下請代金の総額が5,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）となる下請契約

2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。

(1) 工事1件の請負代金の額が500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500万円)に満たない工事

(2) 建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事

(技術者の適正な配置)

第6条 建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める建設工事においては、前二項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。この場合、主任技術者又は監理技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事するものとする。

ただし、次に掲げる要件のいずれか該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該建設工事が次のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあつては2億円未満）となるものであること。

イ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他事象が発生した場合における当該工事現

場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。

ウ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。

エ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。

オ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第13号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。

また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

なお、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって前号に規定する計画書への記載に代えることができる。

キ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

(2) 当該工事現場に当該監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、監理技術者補佐を専任で置く場合における監理技術者

4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第30条に定める数を超えるとときは、適用しない。

5 当該建設工事が次に掲げる要件のいずれか該当する場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。

この場合、当該営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」と

いう。)は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

なお、第3項及び次の各号の併用をすることはできない。

(1) 政令第27条に該当する建設工事で次のアからカまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあつては2億円未満）となるものであること。

ウ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他事象が発生した場合における当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。

エ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。

オ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。

カ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第13号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。

また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

なお、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって前号に規定する計画書への記載に代えることができる。

ク 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

(2) 政令第27条に該当しない建設工事で次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

(3) 政令第27条に該当しない建設工事で第1号の要件をすべて満たす場合（前号の場合以外）

6 前項第1号の規定は、当該建設工事の数が、政令第34条に定める数を超えるときは、適用しない。

7 第3項に定める専任の監理技術者（同項各号及び第5項第1号に規定する監理技術者を含む。以下同じ。）は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。

8 法第26条の3第3項から第8項の規定を満たしている場合において、特定専門工事の元請業者及び下請業者（建設業者である下請業者に限る。）は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。

（元請業者の義務）

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (2) 元請業者は、下請契約の締結後自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (3) 元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。
- (4) 元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のための必要な情報と併せて通知すること。

ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象

イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

- (5) 元請業者は、その請け負う建設工事について、次に掲げる主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象（天災その他不可抗力により生じるものを除く。）が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって天災その他不可抗力に生じるもの

イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって天災その他不可抗力に生じるもの

- (6) 元請業者は、下請業者から工期の変更、工事内容の変更又は請負代金額の変更について協議の申出を受けたときは、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。
- (7) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見をきくこと。

- (8) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (9) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。
- (10) 元請業者は、当該元請業者について、法第24条の5で規定する違反行為があるとして、下請業者が知事にその事実を通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取り扱いをしないこと。
- (11) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (12) 発注者から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この要綱に定める事項を遵守するように指導に努めること。

(建設工事の適正な施工の確保のための措置)

第7条の2 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人がその下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講じる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

(下請代金の支払条件)

第8条 下請契約における下請代金の支払においては、元請業者と発注者との間の請負契約における支払条件とかかわりなく、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前金払の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前金払として支払うよう努め

ること。特に公共工事においては、発注者から現金で前金払がなされるので、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するように努めること。

- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、前条第7号の申し出の日（同号の特約がされている場合にあっては、その一定の日）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、60日以内に、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

（下請業者の選定）

第9条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも別表第2に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者

を選定するよう努めるものとする。

（施工体制の把握）

第9条の2 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が5,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）になるときは、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）」並びに「施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

なお、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。

2 前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、「再下請負通知書及び作業員名簿（様式第2号又はこれに準ずるもの）」を作成し、前項の特定建設業者に書面により通知しなければならない。

なお、当該通知は、前項の特定建設業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

また、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第14条の4第3項に規定する添付書類に代えることができる。

3 前項の通知事項（添付書類を含む。ただし、公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く。）に変更があったときは、遅延なく、当該変更があった年月日を付記して、変更後の事項について、前項の

例により通知しなければならない。

4 第2項において、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第1項の特定建設業者は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。

5 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、公共工事にあつては発注者に提出し、公共工事以外にあつては発注者から請求があつたときは、その発注者の閲覧に供しなければならない。

6 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

なお、施工体系図の掲示については、国土交通省通知（令和4年1月27日付け国不建第446号）の要件を満たした上で、デジタルサイネージ等 I C T機器を活用して行うことができる。

7 公共工事についての第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が5,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。

8 第1項の特定建設業者及び前項で読み替える建設業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第4号又はこれに準ずる様式により書面にて通知しなければならない。

なお、当該通知は、規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該特定建設業者及び建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

9 第2項の下請業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第5号又はこれに準ずる様式により書面にて通知を行わなければならない。

なお、当該通知は、規則第14条の4第7項で定めるところにより、その請け負った建

設工事を請け負わせた下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（雇用条件等の改善）

第10条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表第3に定める事項について措置するものとする。

2 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が前項の措置を講じるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

3 発注者から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

（県発注工事における届出等）

第11条 県発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、指導監督機関の長が施工体制台帳及び施工体系図の記載事項を確認することができる措置を講じている場合を除き、下請業者との請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知書（様式第6号）により施工体制台帳及び施工体系図を指導監督機関の長に提出しなければならない。

2 県発注工事を直接請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、県との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（様式第7号）を、指導監督機関の長に届け出なければならない。現場代理人、監理技術者補佐又は専門技術者を選任したときも同様とする。

3 第1項の届出事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、下請業者変更届（様式第8号）により、第2項の届出事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、変更通知書（様式第9号）により、当該建設業者は、2週間以内に指導監督機関の長に届出なければならない。

4 第1項の提出並びに第2項及び前項の届出（以下「県発注工事における届出等」という。）は、指導監督機関の長の承諾を得て、それぞれ、当該提出及び当該届出をすべき様式その他の書面を電磁的方法により提出し、及び届け出ることができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による提出及び届出をしたものとみなす。

また、県発注工事における届出等に係る添付書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって当該添付書類に代えることができる。

（指導監督機関の長の措置）

第12条 指導監督機関の長は、前条第1項の提出があったときは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル」（平成13年3月22日制定）の規定に基づく施工体制等点検表により点検しなければならない。

2 指導監督機関の長は、前項の点検のほか、県発注工事について入札契約適正化法第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。

3 指導監督機関の長は、前二項の点検及び調査の結果、点検事項に不適正又は一部不適正がある場合には、引渡し完了日の翌月10日までに、点検等報告書（様式第10号）により主務課長を経由し、主務部長及び県土整備部長に報告しなければならない。

（監督職員等）

第13条 指導監督機関の長は、県発注工事の施工状況等を監督する者（以下「監督職員」という。）を定め、監督職員選任通知書（様式第11号）により速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 指導監督機関の長は、必要に応じ、監督職員に対し工事現場状況等報告書（様式第12号）の提出を求めることができる。

(不正事実の申告)

第14条 建設業を営む者にこの要綱に違反する事実があるときは、その利害関係人は、知事に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

(指導勧告等)

第15条 知事は、この要綱に違反した建設業を営む者に対し必要があると認められるときは、法第41条第1項の規定による指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 知事は、県の入札参加資格業者が前項の規定による指導若しくは勧告に従わないとき、又は第11条に規定する届出等に虚偽の記載等があったときは、県発注工事の指名の際に考慮するものとする。

(建設工事に関する紛争相談)

第16条 建設工事の請負契約に関する紛争相談を処理するため建設工事紛争相談所を県土整備部建設・不動産課に置く。

2 建設工事紛争相談所の運営に関し必要な事項は別に知事が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月6日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成7年6月29日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

(監理技術者の選任に関する経過措置)

- 2 平成7年6月29日から平成8年6月28日までの間における第6条第4項の適用については、同項中「発注者である建設工事」とあるのは、「発注者である指定建設業（土木事業、建築事業、管事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に限る。）に係る建設工事」とする。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年10月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。
- 2 この要綱の施行前に作成建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降千葉県内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 工事内容(2) 請負代金の額(3) 工事着手の時期及び工事完成の時期(4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容(5) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法(6) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め(7) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め(8) 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更または請負代金の額の変更及びその算定方法に関する定め(9) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め(10) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め(11) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期(12) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法(13) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容(14) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金(15) 契約に関する紛争の解決方法(16) その他国土交通省令で定める事項 |
|---|

別表第2（第9条関係）

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

別表第3（第10条関係）

＜雇用・労働条件の改善＞

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

＜安全・衛生の確保＞

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

＜社会保険の加入＞

- (8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保

険・厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険・国民年金に加入するよう指導に努めること。

(9) 法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

＜福祉の充実＞

(10) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

(11) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。

(12) 常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。なお、その他の建設労働者に対しても、健康診断を行うよう努めること。

＜福利厚生施設の整備＞

(13) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。

(14) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

＜技術及び技能の向上＞

(15) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

(16) 建設労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めること。

＜適正な雇用管理＞

(17) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(18) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

(19) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人に就労させないこと。

＜その他＞

(20) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

施工体制台帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 年 月 日

工事名称 及び 工事内容				
発注者 及び 住所				
工期	自	年	月	日
	至	年	月	日
		契 約 日	年	月 日

契約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申 出 方 法	
--------------	--	-------------------	--

監督員名		権限及び意見 申 出 方 法	
現場 代理人名		権限及び意見 申 出 方 法	
監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
監理技術者補 佐		資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
	資 格 内 容	資 格 内 容	
	担 当 工事内容	担 当 工事内容	

一号特定技能外国人 の従事の状況 （有無）	有 無	外国人技能実習生 の従事の状況（有 無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会 社 名			代 表 者 名		
住 所					
工 事 名 称 及 工 事 内 容					
工 期	自	年	月	日	契 約 日
	至	年	月	日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名		
主任技術者名	専 任 非専任		雇用管理責任者名		
資格内容			専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		

一号特定技能外国人 の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況 (有無)	有 無
----------------------------	-----	---------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再下請負通知書

直 近 上 位
注 文 者 名 _____

【報告下請負業者】
住 所 _____

元 請 名 称	
---------	--

会 社 名 _____
代表者名 _____

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担当工事内容	

一号特定技能外国 人の従事の状況 （有無）	有 無	外国人技能実習生 の従事の状況 （有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況 (有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

事業所の名称

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者提示することについて、記載者本人は同意しています。

作業員名簿

(年 月 日作成)

元請
確認欄

提出日

年 月 日

一次会社名

(次)会社名

番 号	ふりがな 氏名	職 種 ※	生年月日 年齢	健康保険		建設業退職金 共済制度 中小企業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許		入 場 年 月 日 受入教育 実施年月日
				年金保険	雇用保険		雇入・職長 特別教育	技能講習	
			年 月 日 歳						年 月 日
									年 月 日
									年 月 日
			年 月 日 歳						年 月 日
									年 月 日
									年 月 日
			年 月 日 歳						年 月 日
									年 月 日
									年 月 日
			年 月 日 歳						年 月 日
									年 月 日
									年 月 日
			年 月 日 歳						年 月 日
									年 月 日
									年 月 日
			年 月 日 歳						年 月 日
									年 月 日
									年 月 日
			年 月 日 歳						年 月 日
									年 月 日
									年 月 日
			年 月 日 歳						年 月 日
									年 月 日
									年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

現 …現場代理人 (作 …作業主任者 ((注) 2.) (女 …女性作業員 (未 …18歳未満の作業員

主 …主任技術者 (職 …職 長 (安 …安全衛生責任者 (能 …能力向上教育 (再 …危険有害業務・再発防止教育

留 …外国人技能実習生 (就 …外国人建設就労者 (1特 … 1 号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒に望ましい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称 (健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険) を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称 (厚生年金、国民年金) を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容 (例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育) については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 1 0. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格 (例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士) を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 1 1. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

施 工 体 系 図

工事の名称	自 年 月 日 至 年 月 日			
工 期				
発注者の商号、 名称又は氏名				

商号又は名称	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
契約業者所在地区分	県内 ・ 県外
工事の内容	
工 期	
主任技術者名	
特定専門工 事の該当	有 ・ 無
専門技術者	氏 名 建設工事の内容

商号又は名称	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
契約業者所在地区分	県内 ・ 県外
工事の内容	
工 期	
主任技術者名	
特定専門工 事の該当	有 ・ 無
専門技術者	氏 名 建設工事の内容

商号又は名称	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
契約業者所在地区分	県内 ・ 県外
工事の内容	
工 期	
主任技術者名	
特定専門工 事の該当	有 ・ 無
専門技術者	氏 名 建設工事の内容

元 請 負 人 の 商 号 又 は 名 称	県内 ・ 県外
契 約 業 者 所 在 地 区 分	
監 理 技 術 者 又 は 主 任 技 術 者	
監 理 技 術 者 補 佐	
専 門 技 術 者 氏 名	
専 門 技 術 者 建 設 工 事 の 内 容	

商号又は名称	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
契約業者所在地区分	県内 ・ 県外
工事の内容	
工 期	
主任技術者名	
特定専門工 事の該当	有 ・ 無
専門技術者	氏 名 建設工事の内容

※契約業者所在地区分:該当する方に○を付けてください。

年 月 日

(下請業者) 様

作成建設業者の 住所
商号又は名称
代表者名

通 知 書

工事の名称	
工 期	年 月 日～ 年 月 日

建設業法第24条の8第1項
私は、上記工事に関し、* 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1 項 の

規定により施工体制台帳を作成する建設業者に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

- 2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、

建設業法第24条の8第2項
* 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項 の規定により再下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、以下のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

(注) *印欄は、不要なものを消して使用すること。

年 月 日

(再下請負通知人の下請業者) 様

再下請負通知人の 住所
商号又は名称
代表者名

通 知 書

工事の名称	
工 期	年 月 日～ 年 月 日

建設業法第24条の8第2項
私は、上記工事に関し、* 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1 項 の

規定により再下請負通知人に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の4
第2項の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

- 2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、

建設業法第24条の8第2項
* 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項 の規定により再下請負通知を

行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、以下のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

(注) *印欄は、不要なものを消して使用すること。

下請業者選定通知書

年 月 日

様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

1. 工 事 名

2. 工 期 年 月 日～ 年 月 日

3. 請負代金額 円

上記工事の一部を請け負った下請業者については、次のとおりですので、千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第1項の規定並びに建設工事請負契約約款第7条第1項の規定により提出します。

[illegible]

※添付書類

施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

年 月 日

様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

主任技術者等選任通知書

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に関し、下記の者を
選任したので千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第2項の規定並びに建設工事請負契約約款第11条
第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
氏 名				

※ 添付書類

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び
直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

(注) 主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。

建設業許可における営業所技術者及び特定営業所技術者は、営業所に常勤している必要があるため、建設業法
第26条の5に該当する場合を除き、現場への専任を求められる工事（※）における主任技術者・監理技術者・
監理技術者補佐として配置することはできません。（建設業法第7条第2号，第26条第3項，建設業法施行令第27条）
※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）
となる工事

下 請 業 者 変 更 届

年 月 日

様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

1. 工 事 名

2. 工 期

年 月 日～ 年 月 日

3. 請負代金額

円

上記建設工事に関し、 年 月 日付けで通知した下請業者について、次のとおり変更したので千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第3項の規定並びに建設工事請負契約約款第7条第2項により届出します。

区分		変 更 前	変 更 後 (追加を含む)	変 更 前	変 更 後 (追加を含む)
注 文 者 名					
下請に附した工事の 種 別 又 は 範 囲					
下 請 業 者	商号又は名称 代表者氏名				
	所 在 地 電話番号				
	許可番号				
	許可業種				
下 請 区 分					
変 更 日		年 月 日		年 月 日	

※添付書類
施工体制台帳，施工体系図及び再下請負通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

様式第9号

年 月 日

様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

変 更 通 知 書

年 月 日契約に係る 工事に関し、 年 月 日付で
通知した について、下記のとおり変更しましたので、千葉県建設工事適正
化指導要綱第11条第3項の規定並びに建設工事請負契約約款第11条第2項の規定により通知し
ます。

記

	変 更 前	変 更 後
氏 名		

※ 添付書類
主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

年 月 日

様

指導監督機関の長

点 検 等 報 告 書

下記工事について点検等をしたところ別添のとおりでしたので，千葉県建設工事適正化指導要綱第12条第3項の規定により報告します。

記

工 事 名	
請 負 業 者 名 (商号又は名称)	
本 店 又 は 営 業 所 所 在 地	
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	円
工 期	年 月 日～ 年 月 日

別 添

点 検 等 年 月 日	年 月 日
1. 点検事項	点検結果（該当事項に○をする）
(1) 施工体制台帳の整備状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(2) 下請契約書	イ. 建設工事標準下請契約約款を使用 ロ. 同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ. その他
(3) 一括下請又は不必要な重層下請	イ. 疑いがない ロ. 疑いがある
(4) 標識等の掲示	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(5) 施工体制及び施工体系図の確認	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(6) 監理（主任）技術者、監理技術者補佐の配置状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(7) 下請業者の使用状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(8) 社会保険の加入状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
2. その他の事項	(具体的に記入)
(不適正等の内容)	
(指導状況)	

点検（調査）者職・氏名

監 督 職 員 選 任 通 知 書

年 月 日

様

指導監督機関の長

1. 工 事 名
2. 工 期
3. 契 約 金 額

上記建設工事に関し、次の者を監督職員として選任したので、千葉県建設工事適正化指導要綱第13条第1項の規定により通知します。

	総括監督員	主任監督員	監 督 員	
職 名				
氏 名				
選 任 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

工事現場状況等報告書

年 月 日

様

所 属
監督員 職 名
氏 名

下記建設工事現場の状況については、別添のとおりでしたので、千葉県建設工事適正化指導要綱第13条第2項の規定により報告します。

記

工 事 名			
施 工 箇 所			
請 負 業 者 名 (商号又は名称)			
本 店 又 は 営 業 所 地 所 在 地			
契 約 金 額	円	契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日	～	年 月 日

別 添

確認事項	確 認 日	年 月 日			
	現場代理人	氏 名			
	主任技術者 又は 監理技術者	氏 名	会社の名称	氏 名	会社の名称
	連絡員				
	監理技術者補佐				
	専門技術者				
	当該工事 施 工 者	工事の種別	会社の名称	工事の種別	会社の名称
	(備考)				

- (注) 1 「主任技術者又は監理技術者」「監理技術者補佐」「専門技術者」欄には、確認当日実際に技術管理を行っている者を記載すること。
- 2 「連絡員」欄には確認当日実際に工事現場で連絡員として配置されていた者を記載すること。
- 3 「当該工事施工者」欄には確認当日実際に工事を施工していた者を記載すること。

人員の配置を示す計画書
(建設業法施行規則第17の2又は第17条の5)

対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
建設業者	名称			
	所在地			
主任技術者 又は監理技 術者(営業所技 術者又は特定営業 所技術者)	氏名			
	所属営業所名		※17条の5の場合のみ記載	
	一日平均の 法定外労働時間	見込み時間	実績時間	

建設工事 1	工事名称										
	工事現場所在地										
	契約締結営業所	名称					※17条の5の場合のみ記載				
		所在地					※上記所属営業所と同じである必要				
	建設工事の内容					※法別表第1上段のどれか					
	請負代金の額					※1億円未満(建築一式工事の場合 は2億円未満)である必要					
	移動時間					※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要					
	下請次数					※3次以内である必要					
	工事現場の施工体制の確認方法										
	情報通信機器										
	連絡員	氏名									
所属会社											
実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験 は1年 以上である必要		工事名称	期間								
				年	月	～		年	月		
				年	月	～		年	月		
		合計					年		月		

建設工事 2	工事名称											
	所在地											
	建設工事の内容					※法別表第1上段のどれか						
	請負代金の額					※1億円未満(建築一式工事の場合 は2億円未満)である必要						
	移動時間					※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要						
	下請次数					※3次以内である必要						
	工事現場の施工体制の確認方法											
	情報通信機器											
	連絡員	氏名										
		所属会社										
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験 は1年 以上である必要	工事名称	期間								
				年	月	～		年	月			
				年	月	～		年	月			
合計					年		月					

記 載 要 領

1. 施工体制台帳（様式第 1 号）

- （1）施工体制台帳に添付される書類により，当該施工体制台帳に記載すべき事項が明らかな場合は，当該書類と施工体制台帳との関係を明らかにすることにより，施工体制台帳への記載を省略することができる。

なお，この場合の記載例は次のとおりである。

「●●●●の証明書は別紙○○参照」

- （2）施工体制台帳に添付する書類は下請負人ごとに，かつ，各下請負人の施工の分担関係が明らかになるよう行うこと。
- （3）施工体制台帳に記載の必要がない項目（例：建設業法第 26 条の 2 に規定する専門技術者がいない場合等）については，当該項目を斜線で消す等の措置を講じること。

2. 再下請負通知書（様式第 2 号）

「再下請負通知書」は，原則として，発注者から建設工事を請け負った建設業者に提出すること。

ただし，やむを得ない場合には，直接下請契約を締結した注文者に経由を依頼して提出することとしても差し支えない。

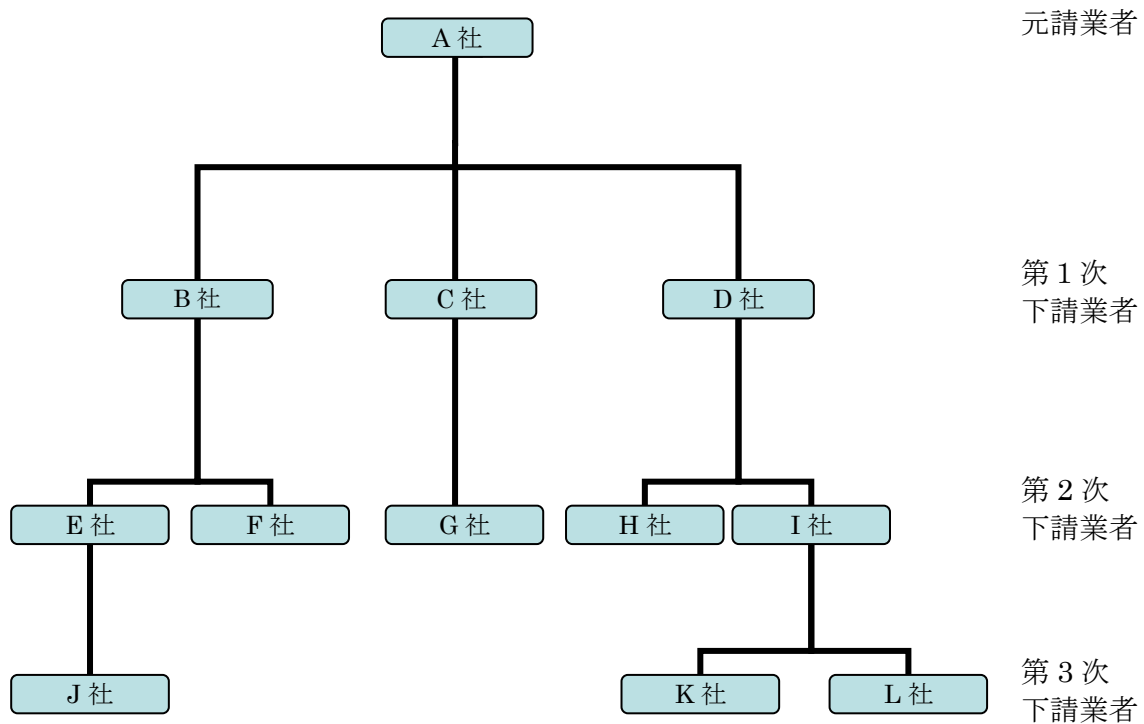
3. 施工体系図（様式第 3 号）

記載の必要のない項目（例：建設業法第 26 条の 2 に規定する専門技術者がいない等）は該当項目を削除する等の措置を講じること。

4. 下請業者選定通知書（様式第 6 号）

- （1）「下請業者」欄は，県から直接工事を請け負った者からその工事の全部又は一部を請け負ったものはもちろん，それに続くすべての下請契約における請負人を記載すること。
- （2）「下請に附した工事種別又は範囲」欄は，例えば，モルタル吹き付け工事，くい打ち工事，型枠工事等の工事種別又は，工事種別に区別できない工事についてはその工事の範囲を記載すること。
- （3）「下請区分」欄は，第 1，第 2，第 3……の下請階層区分を記載すること。
- （4）下請業者の記載欄は，下請階層区分別順に記載すること。例えば，次のとおりの下請形態であれば，例示の順序のとおり記載すること。

(下請形態)



(例示)

注文者	下請業者名	下請区分	順 序
A 社	B 社	第1次	↓
〃	C 社	〃	
〃	D 社	〃	
B 社	E 社	第2次	
〃	F 社	〃	
C 社	G 社	〃	
D 社	H 社	〃	
〃	I 社	〃	
E 社	J 社	第3次	
I 社	K 社	〃	
〃	L 社	〃	